

砥部町通学路安全対策プログラム



～通学路の安全確保に関する取組方針～

砥部町教育委員会

平成 27 年 1 月策定

令和 5 年改訂版

1. プログラムの目的

平成 24 年 4 月の京都府亀岡市での事故をはじめとして、全国各地で登下校中に児童生徒が死傷する事件が相次ぎ、国土交通省、警察庁、文部科学省の連携による「通学路の緊急合同点検」が同年に実施されました。本町においても、危険箇所について、必要な対策を協議し、さまざまな安全対策を実施しています。

これらの取組を一過性にせず、継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関による連携体制を構築するとともに、『砥部町通学路安全対策プログラム』を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、定期的に合同点検を実施し、効果的な安全対策を進めていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

通学路の安全を確保するため、以下の関係機関で構成する『砥部町通学路安全推進会議』を設置します。

砥部町通学路安全推進会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町立小中学校の通学路の安全対策を円滑に実施するため、関係機関で構成する砥部町通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 通学路の安全確保のための基本方針（砥部町通学路交通安全プログラム）に関すること。
- (2) 通学路の合同安全点検に関すること。
- (3) 通学路安全対策の経過及び成果に関すること。
- (4) その他通学路の安全対策の実施に関し必要と認めること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、別表の関係機関で構成する。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、関係機関の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(意見の聴取)

第 5 条 教育長は、必要があると認めるときは、関係機関以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則 (平成27年2月28日砥部町教育委員会告示第6号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月1日砥部町教育委員会告示第4号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町通学路安全推進会議設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年8月2日砥部町教育委員会告示第6号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日砥部町教育委員会告示第19号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表

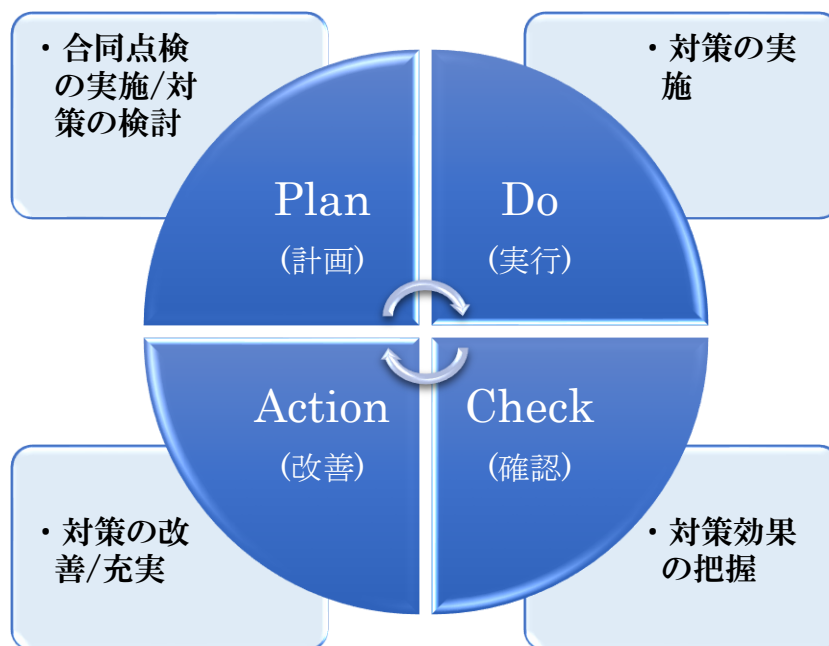
区分	関係機関名
学校	麻生小学校
	宮内小学校
	砥部小学校
	広田小学校
	砥部中学校
道路管理者	松山河川国道事務所
	中予地方局建設部
	砥部町建設課
警察	松山南警察署交通課
	松山南警察署生活安全課
交通安全対策所管課	砥部町総務課
防犯対策所管課	砥部町企画政策課
事務局	砥部町教育委員会学校教育課

3.取組方針

1) 基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保のため、定期的に合同点検を実施するとともに、対策実施後の検証を行い、対策の改善、充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。



2) 定期的な合同点検

- ① 合同点検の実施時期 町内の全小中学校の通学路について、2年に1回、合同点検を実施します。効率的に実施するため、各校において保護者等の意見を踏まえた危険箇所の選定を行い、報告に基づいて実施します。
- ② 合同点検の体制 学校区ごとに、学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

3) 対策の検討

合同点検の結果、明らかとなった対策必要箇所について、『砥部町通学路安全推進会議』においてハード、ソフトの両面から具体的な対策を検討します。

4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、関係機関の連携により円滑な推進に努めます。

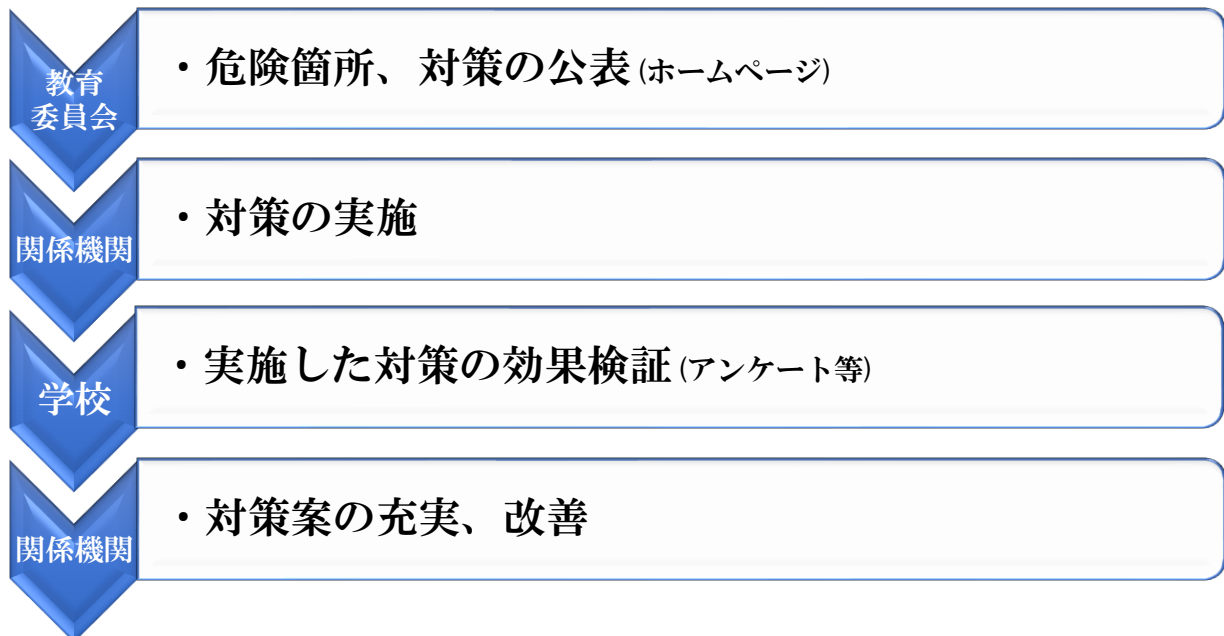
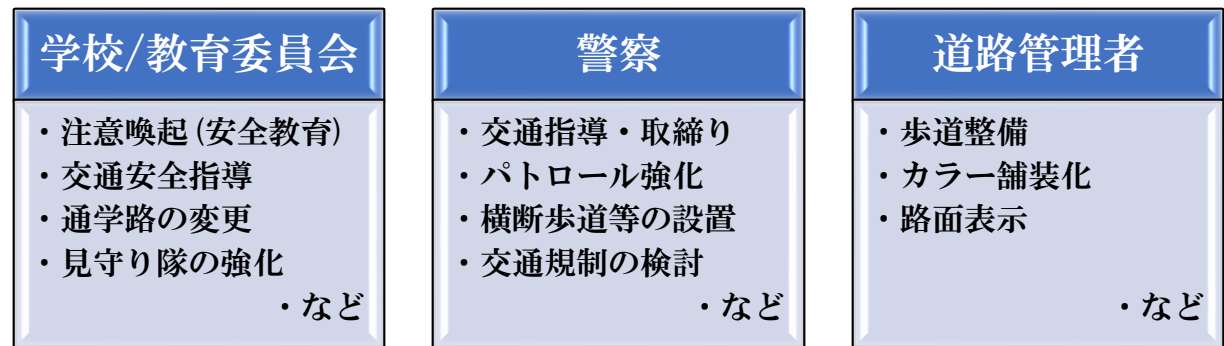
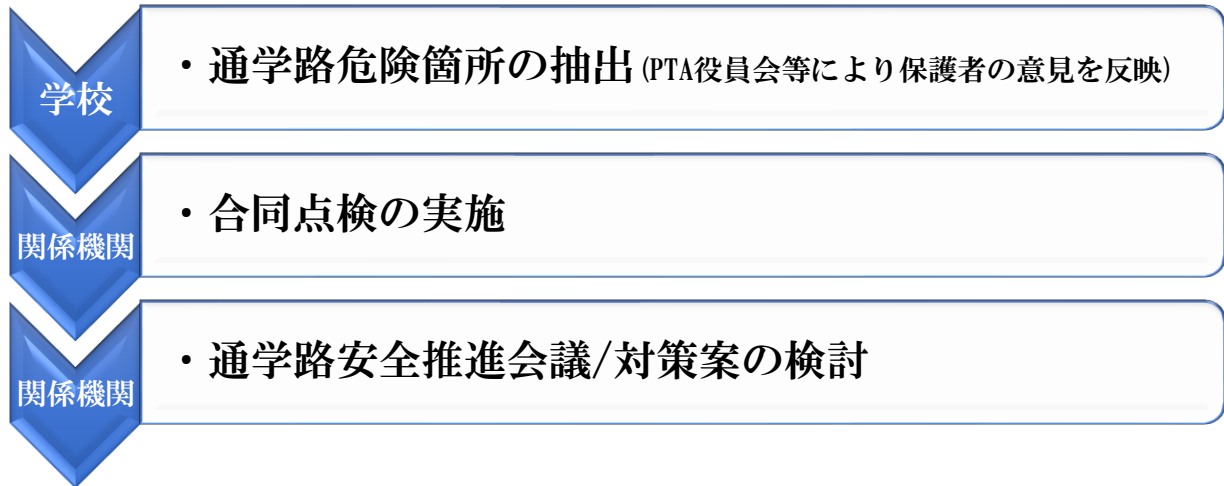
5) 対策効果の把握

対策実施後、安全性が向上したか、また児童生徒が安全を感じているかを確認するため、アンケート等の実施により対策の効果を把握します。

6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検及び対策効果の把握による結果を踏まえ、対策内容の改善、充実を図ります。

通学路安全対策プログラム フロー図



新たな危険箇所の抽出へ

4. 安全対策箇所の公表

危険箇所の位置、対策内容については、関係者間で認識を共有するため「安全対策箇所一覧表」を作成するとともに、利用者への注意喚起を促すため、町のホームページにおいて公表します。